

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓令 鳥取県事務改善委員会規程の一部を改正する訓令

職員の内免発令規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

◇教委規則 現業職員就業規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職の設置等に関する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◇人委告示 昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

◇企業管理規程 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 養護老人ホーム(第四十六条・第四十七条)」を「第五款

養護老人ホーム(第四十六条・第四十七条)を「第五款 特別養護老人ホーム(第四十七条の二・第四十七条の三)」に改める。

の二 特別養護老人ホーム(第四十七条の二・第四十七条の三)」に改める。

第十条厚生援護課の項第十九号中「養護老人ホーム」の下に「特別養護老人ホーム」を加える。

第十三条都市開発課の項第二号を次のように改める。

二 鉄道高架事業に關すること。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条中「前条の」を削る。

第四章第三節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 特別養護老人ホーム

(名称及び位置)

第四十七条の二 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|-----------------|---|--------|---|
| 鳥取県立西伯特別養護老人ホーム | | 西伯郡西伯町 | |

(分掌事務)

第四十七条の三 特別養護老人ホームは、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難なものを收容して介護する事務を分掌する。

第一百五十六条の五第一項の表の鳥取県鳥取都市開発事務所の項中「補償課」を

| | |
|-------|-----|
| 補償課 | 補償課 |
| 鉄道事業課 | |

に改め、同条第二項換地課の項を次のよ

うに改める。

換地課

一 県が施行する都市改造事業(以下「都市改造事業」という。)に係る換地に關すること。

二 都市改造事業に係る工事(以下「工事」という。)の調査設計に關すること。

三 工事の施行及び監督に關すること。

四 不動産の登記(都市改造事業に係るものに限る。)に關すること。

第一百五十六条の五第二項補償課の項の次に鉄道事業課の項として次のように加える。

鉄道事業課

一 鉄道高架事業に係る工事(以下「鉄道工事」という。)の調査設計に關すること。

二 鉄道工事の施行及び監督に關すること。

三 鉄道工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に關すること。

四 鉄道工事に係る損害の賠償又は補償に關すること。

五 不動産の登記(鉄道高架事業に係るものに限る。)に關すること。

第一百五十八条 削除

第一百五十九条中「前条の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木出張所長の項第一号中「及び県が施行する都市改造事業」を「、県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業」に改める。

別表第二都市開発事務所長の項第一号中「県が施行する都市改造事業」の下に「及び鉄道高架事業」を、「次に掲げるもの」の下に「(米子都市開発事務所長にあつては、鉄道高架事業に係るものを除く。)」を加える。別表第四都市開発事務所長の項中「県が施行する都市改造事業」の下に「及び鉄道高架事業」を、「請負変更契約書の作成」の下に「(米子都市開発事務所長にあつては、鉄道高架事業に係るものを除く。)」を加える。

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「前条の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十二号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員」を「事務吏員及び技術吏員」に改める。

別表を次のように改める。

別表

一 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職

- 部長・次長・課長・所長(第三号に掲げるものを除く)・局長・室長・院長(第三号に掲げるものを除く)・園長・空港事務所長・館長・校長・主査・参事・農業構造改善員・検査専門員・課長補佐・室長補佐・副参事・副検査専門員・講師・主幹・係長・企画員・企業診断員・検査専門員補・小作主事・主任・環境衛生指導員・医療監視員・薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・保安管理員・液化石油ガス検査員・肥料検査吏員・漁業監督吏員・水産資源保護指導吏員・道路監理員・河川監理員・砂防管理員・建築主事・公営住宅監理員・出納員・分任出納員・会計員・企業出納員・現金取扱員
- 二 事務吏員をもって充てる職

事務長・寮長・副出納長・総括主計員・事務次長・主計員・査察指導員・身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・児童福祉司・老人福祉司・主事・統計主事・社会福祉主事・心理判定員・教護・児童指導員・教母・保母・タイピスト・防疫監吏・守衛長・副守衛長・用務主任・守衛・用務員・寮母・介護員

三 技術吏員をもつて充てる職

院長(病院の院長に限る。)・副院長・所長(保健所の所長に限る。)・場長・農業技術調整員・専門研究員・医長・副医長・薬剤長・総婦長・婦長・分場長・科長・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技術師・電気技術師・無線技術師・電話技術師・職業指導員・機能回復訓練員・研究員・衛生技術師・医師・薬剤師・理療師・看護婦・准看護婦・保健婦・助産婦・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技術師・診療エツクス線技術師・食品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・防疫技術師・商工技術師・職業訓練指導員・農林技術師・農業改良研究員・農業改良普及員・生活改良普及員・地方種畜検査委員・家畜防疫員・教婦・桑苗検査員・林業改良指導員・森林害虫防除員・木炭検査員・水産技術師・機関士・航海士・通信士・船員・土木技術師・建築技術師・車庫長・車庫主任・交換室長・印刷技手長・自動車整備士・運転士・交換手・印刷技手・技工・工業技手・畜産技手・繭検技手・道路技手・ボイラ技手・調理士・調理員・農業技手・医療助手・検査助手

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十三号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 総務部財政課又は県税事務所に勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員のうち、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)による六等級以上の職務にある者

二 総務部財政課又は県税事務所に勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員のうち、行政職給料表による七等級の職務にある者で、知事が別に定める基準に該当するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県事務改善委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県事務改善委員会規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画室長、総務部長、厚生部長、商工労働部長、農林部長及び土木部長」を「本庁の各部の長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

鳥取県訓令第七号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の1中

- (イ) 吏員の場合には事務吏員及び技術吏員の別とし、その他の職員の場合には事務員及び技術員の別とする。
- (イ) 事務吏員及び技術吏員の別とする。

を
に改め、同表の第一の

2 中
を削り、同表の第一の3中

○ 吏員以外の職員を吏員に任命する場合に限る。

を削り、同表の第一の

○ 吏員を吏員以外の職員に任命する場合に限る。

鳥取県………吏員に任命する

鳥取県………に任命する

9 中
「欄」 「欄」
身分を類に改める。
身「種」

附 則

この訓令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

鳥取県訓令第八号

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令
鳥取県職員研修規程（昭和二十七年六月鳥取県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の第三第二項中「**第二部** 吏員以外の職員に対して行う研修」を「**第三部** 吏員に対して行う研修」を「**第二部** 吏員のうち定型的な業務を行う職員に対して行う研修」を「**第三部** 吏員のうち定型的な業務以外の業務を行う職員に対して行う研修」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

教育委員会規則

現業職員就業規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第七号

現業職員就業規則

技能労務職員就業規則（昭和三十四年四月鳥取県教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第一条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）第一条第二項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（勤務時間等）

第二条 職員の勤務時間、休憩時間及び休日については、職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

2 業務又は勤務の特殊性その他の事情により前項の規定によりがたい場合には、同項の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

（旅費）

第三条 職員に対し支給する旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号。以下「条例」という。）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、旅費の支給に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（衛生管理等）

第四条 職員の衛生管理、表彰並びに被服の交付及び使用については、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

（鳥取県立図書館規程の一部改正）

第一条 鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第

八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「事務職員、技術職員、事務員及び技術員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

別表第二号中「主事」を「主事・司書・用務員」に改め、同表第三号中「技師」を「技師・自動車整備士・運転士」に改め、同表第四号から第七号までを削る。

(鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「事務職員、技術職員、事務員及び技術員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

別表第二号中「主事」を「主事・用務員」に改め、同表第三号中「学芸員」を「学芸員・自動車整備士・運転士」に改め、同表第四号から第七号までを削る。

(鳥取県教育研究所規程の一部改正)

第三条 鳥取県教育研究所規程(昭和三十二年二月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の四中「事務職員、技術職員及び事務員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

別表第四号を削る。

(鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第四条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「及び事務員」を削る。

第五条中「別表のとおり」を「所長、主幹、主任、主事及び用務員」に改める。

別表を削る。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第五条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務職員、技術職員、事務員及び技術員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

別表第四号及び第五号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則等の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主事補」を削る。

(鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員

会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主事補」を削る。

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則

第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「主事補」を削る。

(鳥取県立養護学校規則の一部改正)

第四条 鳥取県立養護学校規則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則

第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主事補」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「衛生技師、理療師、理療士及び技師補」を「衛

生技師及び理療師」に改め、同条同項第二号中「理療師、栄養士、理療士及び技師補」を「理療師及び栄養士」に改め、同条同項第三号中「衛生技師、歯科衛生士及び技師補」を「衛生技師及び歯科衛生士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第十中

| | | |
|------------------------|------|---------|
| 診療放射線技師及び 診療エックス線技師 | 短大三卒 | 二七、一〇〇円 |
| | 短大卒 | 二六、〇〇〇円 |
| 診療放射線技師 | 短大三卒 | 二八、三〇〇円 |
| 診療エックス線技師 | 短大二卒 | 二六、〇〇〇円 |

を

に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の整肢学園の項中「、理療士」を削り、同表の保健所の項及び病院の項中「、技師補」を削り、同表の衛生研究所の項中「研究員、衛生技師及び技師補」を「研究員及び衛生技師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の三の表中

| | |
|----|--|
| 四級 | 東京事務所、大阪事務所、北九州事務所及び名古屋事務所の吏員である者（東京事務所、大阪事務所、北九州事務所及び名古屋事務所の所長並びに東京事務所及び大阪事務所の次長である者を除く。） |
| 四級 | 東京事務所及び大阪事務所の吏員以外の者 |

| | |
|----|---|
| 三級 | 東京事務所、大阪事務所、北九州事務所及び名古屋事務所に勤務する者（東京事務所、大阪事務所、北九州事務所及び名古屋事務所の所長並びに東京事務所及び大阪事務所の次長である者を除く。） |
| 四級 | 人事委員会が別に定める者 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

| | | | | |
|------------|---------------------|---|------------|------------------------------------|
| 研究職 給料表 | 一等級の うち九号 給以上 | を | 研究職 給料表 | 人事委員 会が別に 定めると ころによ る。 |
|------------|---------------------|---|------------|------------------------------------|

に改める。

人事委員
会が別に
定めると
ころによ
る。

別表第二の表中

| | |
|--------|---|
| その他の旅費 | を |
|--------|---|

に改める。

| | |
|---|-------|
| 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算に係る額が概算払に係る旅費額と同一である場合の旅費 | 様式第九号 |
| その他の旅費 | 様式第八号 |

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年七月十五日以後に出生した旅行から適用する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「一般吏員職以上の職」を「係長及びこれに相当する職以上の職」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十年十一月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、人事委員会事務局の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の職の設置等について定めることを目的とする。

(職員)

第二条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、係長、主任、主事及び機械技師とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十四号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条中「前条の」を削り、同条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年八月一日から施行する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「レントゲン技師の職」を「診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職」に改める。

企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員」を「事務吏員及び技術吏員」に改める。

別表第三号中「電気技師」の下に「自動車整備士、運転士、保守員、操作員」を加え、同表第四号から第六号までを削る。

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

県議会規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月一日

鳥取県議会議長 藤井政雄

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則(昭和四十三年十一月鳥取県議

会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第三条中「事務局長、書記、事務員及び技術員」を「事務局長及び書記」に改める。

第四条第一項中「運転士」を「自動車整備士」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第五条第七項を次のように改める。

7 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
第五条第八項及び第九項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年八月一日

鳥取県代表監査委員 山形利男

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程(昭和四十二年三月鳥取県代表監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事務局長、書記及び事務員」を「事務局長及び書記」に改める。

第四条を次のように改める。

(職員の職)

第四条 職員の職は、事務局長、次長、監査主幹、監査主任及び主事とする。

第五条第六項を削る。

附則

この訓令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

県 取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】